

# 「規制改革ホットライン」規制改革要望

【2018年9月】

No	提案事項名	提案の具体的内容及び提案理由	<b>規制の根拠</b> ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	<b>具体的な根拠法令等</b>	<b>備考</b>
1	抹消登録証明書発行要件の緩和	【提案の具体的内容】 所有者以外(使用者等)からの申請であっても、対象車両がスクラップ状態となったことの証明である解体を証明する情報(移動報告番号等)をもって、抹消登録証明書を発行できるようにする。  【提案理由】 所有権留保付き車両において、所有者が夜逃げ等で行方不明となった場合、車自体がスクラップになり存在しなくなったとしても、車両使用者は抹消書類を請求することができず、自賠責保険の解約もできない不都合が生じているため。	①法律・政令が根拠	自賠法第20条の2 自賠法施行規則第5条の2 道路運送車両法第15条	国土交通省
2	ディスクロージャー誌の縦覧方法の多様化	【提案の具体的内容】 保険会社は、本支店においてディスクロージャー誌の縦覧を電磁的方法によって行う場合には、その内容を紙面または映像面に表示することとされている。また、主要な代理店に対しても、保険会社と同程度の開示が行われるように指導することが求められている。代理店において電磁的方法での開示が行われる場合には、ディスクロージャー誌のデータが掲載されたウェブサイトのアドレスを紙面または映像面に表示する方法も認められることと頂きたい。  【提案理由】 銀行代理業者においては、ディスクロージャー誌の内容を表示する方法に加えて、ディスクロージャー誌が掲載されたウェブサイトのアドレスを表示する方法も認められている。保険代理店においても後者の方法が排除されるべき事情はないと考えられるため、同様の緩和を要望するもの。	③他の制度が根拠	保険会社向けの総合的な監督指針(Ⅲ-2-14-4(4))	金融庁
3	保険会社および保険持株会社の子会社の所在地変更に係る届出の事後届出	【提案の具体的内容】 保険会社および保険持株会社の既存子会社の異動に関する事前届出のうち、所在地変更を事後届出としていただきたい。  【提案理由】 国内の少子高齢化や労働人口の減少など市場減少の懸念から、保険会社の海外進出が進み、海外保険会社の買収が近年増加している。それに伴う近年の海外における管理対象子会社数の増加、特に新興国での実施直前の地番変更通知等から、事前申請対応に係る負荷は増加している。保険会社および保険持株会社の子会社の所在地の変更内容を、監督上把握しておく必要性は理解できるが、所在地変更前でなくとも、変更後の一定期間内に把握することで、監督上の必要性を充たすことは可能と考えられることから要望するもの。	①法律・政令が根拠	保険業法第127条第1項第8号 保険業法施行規則85条1項6号 保険業法第271条の32 保険業法施行規則第210条14	金融庁
4	保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化	【提案の具体的内容】 平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、本年5月29日より施行されている。これにより交付が義務付けられる重要事項説明書については、電磁的方法による交付も認められているところ、現行ではその方法は「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つに限定されている。この電磁的方法について、多様化を要望する。  【提案理由】 業界として改正法を踏まえた実務を行ってきているが、足下の情報通信技術の発展状況も踏まえれば、電磁的交付の方法については、多様化を検討することが望ましいものとする。例えば、単純な画像ファイルであるPDF形式での配信(ダウンロード方式)ではなく、HTML文書での閲覧方式を取ること、文中の専門用語について、適宜リンクを設けて別途解説を行うページを用意するなどの創意工夫を行うことが可能となり、顧客により分かりやすく情報提供することができるようになる。	①法律・政令が根拠	保険業法施行規則第227条の2等	金融庁
5	同一人与信規制の対象である「保証」の定義についての緩和要望	【提案の具体的内容】 同一人与信規制(*)の対象である「当該同一人に対する債務の保証」において、「保険子会社の債務を対象とする保証契約」に係る規制を緩和することを要望する。  (* ) 保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。保証の場合、貸付金と合算して同一人に対する与信額が総資産および合同勘定の3%を超えてはならないと定められている。  【提案理由】 ・2011年12月に公表された「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキンググループ」報告書において、「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口与信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて信用リスクの側面が強いことも踏まえ、今後の運用の実態等も見ながら、問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。」とされたことを受けて、株式については2012年7月に同一人与信規制から除外されたところ。 ・海外の保険子会社は親会社による債務保証(親会社保証)の存在を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付けの適用を受けており、高格付けは、特に再保険事業の展開において他社対抗上、競争力の源泉となっている。 ・さらに、一般的に、海外の子会社に対する債務保証は、余剰資本の現地への滞留を回避しつつ効率的な運営を実現することにも資する取り組みであり、これは、グローバルなグループ経営に必要な不可欠のもの。 ・近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の振れ幅の大きさに鑑みると、親会社保証が与信限度額に達する可能性は高まっており、これに規制がかかる事態は、グローバル他社との競争上、日本社の不利を招くおそれがあることから、当該規制を緩和していただきたい。 ・具体的には、前記のワーキンググループ報告書で示された方向性に沿って、これまでの運用の実態や、この間の業界および監督当局のリスク管理高度化に向けた取組み状況にも鑑み、保険子会社への「債務の保証」については、何らかの方法により緩和することを要望するもの。	①法律・政令が根拠	保険業法第97条の2第2項 保険業法施行規則第48条の3第1項第1号二、第2項第1号イ	金融庁

# 「規制改革ホットライン」規制改革要望

【2018年9月】

No	提案事項名	提案の具体的内容及び提案理由	<b>規制の根拠</b> ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	<b>具体的な根拠法令等</b>	備考
6	保険グループへのIFRSの任意適用の解禁	<p>【提案の具体的内容】 平成28事務年度金融行政方針のⅢ. 2. (3)②「会計基準の品質向上に向けた取組み」に挙げられている「国際会計基準(IFRS)の任意適用拡大促進」のため、保険および保険持株会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。</p> <p>【提案理由】 ・保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはなっていない。 ・このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。 ・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。</p>	①法律・政令が根拠	保険業法施行規則第59条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2	金融庁
7	オンラインによる成年後見の登記事項証明書の交付請求に係る利便性向上について	<p>【提案の具体的内容】 本人・成年後見人以外の親族に対しても、オンラインにて登記事項証明書の交付請求が可能となるよう、オンライン活用による利便性向上にお取組みいただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・現行では、本人の配偶者又は四親等内の親族(以下「親族」という)が本人に係る登記事項証明書の交付請求をオンラインで行う場合には、親族関係を証する書面として戸籍謄抄本等を添付する必要があるが、現時点では、オンラインで送信可能な電子化された戸籍謄抄本を発行している市区町村はないものと承知している。そのため、結果として親族はオンラインで登記事項証明書を取得することができない。 ・民法改正や「成年後見制度利用促進基本計画」の策定に伴い、成年後見制度の利用が増加することが想定される中、戸籍謄抄本の電子化の普及が困難な場合には、何らかの手当て(※)を認めることによって、オンライン活用による利便性向上にお取組みいただきたい。 ※例えば、①一度書面にて登記事項証明書の交付請求をした親族については、親族関係の確認がとれているものとして、ID等を付与することで、一定期間は戸籍謄抄本の添付なしにオンライン請求を可能とする、②市役所等で取得した紙の戸籍謄抄本を、申請者自らが電子署名付きのPDFファイルに変換し、オンライン請求の際には当該ファイルの添付で足りるとする、ことが考えられる。</p>	①法律・政令が根拠	後見登記等に関する法律第10条第1項第3号、後見登記等に関する省令第25条第2項第1号	法務省
8	国税関係帳簿書類の電子保存に係る規制の緩和	<p>【提案の具体的内容】 ・国税関係書類のうち領収書や請求書等を電子化して保存(スキャナ保存)する場合であっても年1回の定期検査終了までは書類(原本)を保存することとなっているが、これを電子化による保存後は書類を即廃棄できるよう緩和を要望する。</p> <p>【提案理由】 ・国税関係書類の電子保存の要件については改正のたびに従来と比較すると緩和が進んでいるが、現行(平成28年度改正)においてもなお、電子化による保存後も当該書類(原本)を一定期間(定期検査終了まで)保存することが求められている。このため、電子保存を実施したとしても、社内における書類の保存および現場から本社への送付等、いずれも大量の紙を取り扱う事務処理が依然として残存することとなり、経費処理については現場・本社とも非効率性は解消されない。 ・現在、多くの企業において全社的にペーパーレス化・機械化を推進している中、国税関係書類の紙での保存は大きな障害となっている。また、働き方改革の一環としてスマートフォン等のモバイル端末を利用した経費処理の検討にあたり、ペーパーレス化が実現できれば当該電子記録事項のみで事務が完結できるなど大きな前進が見込める。システム面での技術革新や社会環境の変化を踏まえると、電子保存についての土壌はすでに整備されており、電子化後は即廃棄可能とすることで業務の効率化に大きく寄与すると考えられる。 ・このようなメリットの大きさを考慮すると、定期検査の代替として電子保存状況のモニタリングを行ったり、継続的に電子保存に関する研修を行う等、適正な経費処理を行う態勢が整備されていること等を要件として、規制を緩和することは社会コストの削減に有用と考える。 ・前年度にも同様の提案を行ない、「現行制度下で代替運用が可能」との回答を受けたが、現行制度では原本の一定期間の保存が必要となるため非効率は解消されないことから、再度要望を行うもの。</p>	③他の制度が根拠 ④不明	・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第5項第4号ロ  ・定期的な検査を行う体制の意義(電子帳簿保存法通達解説(趣旨説明) 4-35)	国税庁
9	個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ	<p>【提案の具体的内容】 ・個人型年金の資格喪失年齢を65歳まで引き上げ可能とする。但し、国民年金に加入していることが個人型年金の加入者となる要件であることを継続させるために、60歳以上の場合、国民年金の任意加入者であることもしくは、第2号被保険者、第3号被保険者であることを要件とする。 ・資格喪失年齢を引き上げた場合でも、60歳～70歳までの任意の時期に受給できるままとする。</p> <p>【提案理由】 ・企業型年金加入者は確定拠出年金法第11条6項に定められており、企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢が資格喪失時期とされている(65歳まで引き上げされている)。 ・公的年金の受給開始年齢も65歳である中で、老後の所得確保に係る自助努力を促進し、企業型と個人型の不公平感を排除する観点において、個人型の資格喪失年齢も企業型と同様に、65歳まで引き上げ可能とすべきと考える。 ・仮に65歳まで引き上げ可能となった場合に、受給の開始時期も65歳以降とした場合は、制度普及に逆行するため、引き上げ可能となった場合でも、受給開始時期については、現行のとおり、60歳～70歳までの任意の時期に受給できるままとすべきと考える(企業型年金において、60歳以上で資格喪失年齢到達前に実施事業所を退職すれば資格を喪失し、受給が可能となることと平仄を取る)。</p>	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第62条第3項第2号	厚生労働省

「規制改革ホットライン」規制改革要望

【2018年9月】

No	提案事項名	提案の具体的内容及び提案理由	規制の根拠 ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	具体的な根拠法令等	備考
10	確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型年金・個人型年金ともに拠出限度額を更に引き上げる。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、公的年金制度で中長期的に給付水準の調整が行われることが見込まれる中、公的年金を補完する役割として、勤労者の老後の所得確保に係る自助努力を促進するために、拠出限度額を更に引き上げるべきと考える。</li> </ul>	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条、第36条	厚生労働省
11	確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを実施する。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受給開始年齢が段階的に後ろ倒しになり、50歳以上の人にとっては加入しづらい制度となっているため、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。</li> <li>公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを行うべきと考える。</li> </ul>	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第33条	厚生労働省
12	確定拠出年金のマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃もしくはマッチング拠出対象者の個人型同時加入	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限とする現行の規定を撤廃する。もしくは、マッチング拠出対象者の個人型年金同時加入を認める。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという制限は、公的年金の補完として、加入者が老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。</li> <li>自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に係る金額の制限の撤廃、もしくはマッチング対象者であっても一定限度額の範囲内で個人型の加入を認めるべきと考える。</li> </ul>	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2、第19条、第20条、第69条	厚生労働省
13	確定拠出年金に係る「業務報告書」の簡素化	<p>【提案の具体的内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業主の事務負担を軽減する観点から、業務報告書への事業主押印を不要とする。</li> <li>企業型年金の業務報告書について、「事業の種類」、「他の企業年金の実施状況」、「想定利回り」の項目を廃止。</li> <li>企業型年金の業務報告書について、厚生年金被保険者数の男女別の数値報告の廃止。</li> <li>企業型年金の業務報告書について、特に2事業所以上で実施している場合に、書類の作成や集計等が容易となるよう書式を簡素化する。</li> </ol> <p>【提案理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該書類の各種数値は記録関連運営管理機関のデータを基に作成していることもあり、実質的には運営管理機関がほとんどを取りまとめて作成している。また、当該書類への事業主の押印を要することが、各事業主にとって事務負担となっているため、事業主の事務負担を軽減する観点から、事業主の押印を不要とすることを要望する。不可の場合、例えば事業主から事前に報告書の作成や報告業務を運営管理機関に委託する旨を記載した押印書類を提出したうえで、以降の年度については当該書類への押印を不要とすることにより現状からの改善を図るべきと考える。</li> <li>平成19年度に追加された項目ではあるが、実際に活用されているか不明であるため、事業主・運営管理機関の事務負担を軽減する観点から、上記の項目を廃止することを要望する。</li> <li>業務報告書を作成するにあたって、男女平等の観点から普段は管理していない数値である本項目を、事業主から男女別の数値をご提示いただいている現状であるため、事業主の事務負担を軽減する観点から、厚生年金被保険者数の男女別の数値を記載することを廃止することを提案する。</li> <li>厚生局および運営管理機関の作業負担を軽減するべく提案する。</li> </ol>	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第50条 確定拠出年金法施行規則第27条	厚生労働省
14	企業型確定拠出年金に係る年金規約変更時の事務の簡素化	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型年金規約の変更内容が運営管理機関・資産管理機関の名称変更・所在地変更などのように事業主に起因するものでない場合や、法令改正による場合(例:厚生年金基金→存続厚生年金基金)は、運営管理機関による届出で可とする。</li> <li>不可の場合は、運営管理機関による事前の届出に基づき、地方厚生(支)局長の職権による変更を可とする。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型年金規約の変更の理由が事業主に起因しない内容であっても、事業主(複数企業実施の場合は代表事業主)が年金規約変更届に代表者印を捺印のうえ所管の地方厚生(支)局に届け出る必要があり、事業主における負担となっている。</li> <li>とりわけ、大手外資系企業においては代表者印捺印にあたり事前に本国親会社への説明・承認を得ることが必要なケースが多く、事業主にとって負担が大きい。</li> </ul>	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第5条、第6条	厚生労働省

# 「規制改革ホットライン」規制改革要望

【2018年9月】

No	提案事項名	提案の具体的内容及び提案理由	<b>規制の根拠</b> ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	<b>具体的な根拠法令等</b>	<b>備考</b>
15	企業型確定拠出年金の規約変更時における事務手続きの簡素化	<b>【提案の具体的内容】</b> (1)提出書類の簡素化 ・「概要書」提出の省略、または電磁的方法による提出。 ・「一部を変更する規約」提出の省略。 (2)労使合意不要事項の拡大 ・既存加入者に影響がない変更(加入者範囲の拡大や除外者の縮小等)については、労使合意を不要とする。  <b>【提案理由】</b> ・事業主の事務負担および厚生局における書類保管に係る事務負担を軽減するために提案する。 (1)規約変更時に、必ずしも当該書類の変更が生じるわけではないと考える。 (2)当該書類の提出がなくとも、「新旧対照条文」によって変更箇所を確認することが可能であるためである。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第5条 確定拠出年金法施行規則 第6条	厚生労働省
16	企業型確定拠出年金の規約申請時における提出書類の簡素化、および電磁的方法による提出	<b>【提案の具体的内容】</b> ・企業型において簡素化・ペーパーレス化を進める。  <b>【提案理由】</b> ・規約申請時の必要書類について、申請書類の提出の迅速化および厚生局の申請書類保管に係る事務負担の軽減ために提案する。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第2条 確定拠出年金法施行規則 第3条	厚生労働省
17	個人型確定拠出年金における資格要件に係らない項目変更の際の各種事務手続きのペーパーレス化	<b>【提案の具体的内容】</b> ・全ての項目についてWEB対応となることが望ましいが、少なくとも、資格要件に係らない住所・氏名・掛金については、紙帳票ではなく、WEB対応による変更を可能とする。  <b>【提案内容】</b> ・手続きに要する時間の短縮化、コストの削減、加入者の利便性向上のために提案する。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第66条 確定拠出年金法施行規則 第43条～54条	厚生労働省
18	個人型確定拠出年金における加入手続き・移換時のペーパーレス化	<b>【提案内容の具体的内容】</b> ・電磁的方法による書類の提出を可能とする。  <b>【提案理由】</b> ・現在、個人型年金加入希望者は、運営管理機関経由、国民年金基金連合会へ紙帳票を送付し手続きを行っている。紙帳票を郵送する煩雑さが個人型年金の普及拡大を阻害していることは否めず、加入者・運営管理機関・国民年金基金連合会の作業負担を軽減するために提案する。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第62条 確定拠出年金法施行規則 第39条	厚生労働省
19	個人型確定拠出年金における掛金払込方法の多様化	<b>【提案内容の具体的内容】</b> ・個人型年金の掛金について、個人払込で認められている掛金払込方法をクレジットカード払い等へ拡大する。  <b>【提案理由】</b> ・現在、個人型年金の掛金払込方法は銀行口座振替しか認められておらず、口座登録には紙帳票が必要。手続きのペーパーレスを実現するためには、払込方法の多様化が必要であり、提案する。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第70条 確定拠出年金法施行規則 第57条	厚生労働省